

[商 法]

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、住宅用インテリアの企画、製造、販売等を業とする大手会社でない取締役会設置会社であり、会計監査人設置会社でない監査役設置会社である。甲社の定款には、その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について取締役会の承認を要すること、定時株主総会の議決権の基準日は毎年12月31日とすること、事業年度は毎年1月1日から12月31日までの1年とすることが定められている。甲社の発行済株式の総数は1000株であり、令和5年12月31日の株主名簿によれば、創業者であるAが500株を、BとCが150株ずつを、Aの親族であるDとEが100株ずつを、それぞれ保有していた。甲社の創業以来、Aが代表取締役を、BとCが取締役を、Fが監査役を、それぞれ務め、DとEは甲社の日常の経営に関わっていない。
2. Dは、令和6年2月頃、その保有する甲社の株式の全部（以下「本件株式」という。）を売却して家計の足しにしたいとAに相談した。Aは、甲社が同年3月31日に本件株式を1株当たり10万円（総額1000万円）で買い取ることとし、同月開催予定の甲社の定時株主総会において、そのことを取り上げるとDに約束した。
3. 甲社は、会社法上必要な手続を経て、令和6年3月31日に、Dから、本件株式を総額1000万円で買い取った。その過程で、Aは、同月に開催された甲社の定時株主総会において、「本総会において適法に確定した計算書類に基づいて計算したところ、令和6年3月31日における分配可能額は1200万円以上あり、甲社が本件株式を買い取ることに問題はない。」と説明し、甲社による本件株式の取得の承認を受けた。
4. ところが、令和6年7月になって、甲社の預金口座の記録を照会していたBが上記3の計算書類の基礎となった令和5年中の会計帳簿に過誤があったことを偶然発見した。当該過誤は、甲社において会計帳簿をほぼ単独で作成していた経理担当従業員Gが、一部の取引について会計帳簿への記載を失念したために発生したものであった。Fによる会計監査は、例年、会計帳簿が適正に作成されたことを前提として計算書類と会計帳簿の内容の照合を行うのみであったため、会計監査では当該過誤が発見されず、上記3の定時株主総会においても、Fは疑義を述べなかった。Aは、甲社の経理及び財務を担当しており、計算書類の作成と分配可能額の計算も自分で行っていたが、その基礎となる会計帳簿の作成については直属の部下であるGに任せきりにして関与しておらず、Gによる一部の取引についての会計帳簿への記載の失念に気付かなかった。当該過誤を修正したところ、令和6年3月31日における分配可能額は800万円であった。

〔設問1〕

上記1から4までを前提として、次の(1)及び(2)に答えなさい。なお、本件株式の取得価格は適正な金額であったものとする。

- (1) 甲社による本件株式の買取りは有効かについて、論じなさい。
- (2) 甲社による本件株式の買取りに関して、A、D及びFは、甲社に対し、会社法上どのような責任を負うかについて、論じなさい。

下記5以下においては、上記2から4までの事実は存在しないことを前提として、〔設問2〕に答えなさい。

5. Aは、令和6年5月頃、とある同族企業の社長から、親族である株主が死亡するたびに株式が多

数の相続人に分散したために会社の管理が厄介になったという話を聞いて心配になり、全ての甲社の株式を自分の手元で保有したいと考えるようになった。AがB、C、D及びEに個別に相談したところ、B、C及びDは対価次第で甲社の株式の売却に応じると回答したが、Eは「長年にわたり株主であった自分を、さしたる理由もなく甲社から排除しようというのか。」と不満を強く述べ、売却を固く拒否した。

6. Aは、旧知の税理士Hに甲社の株式の評価額の算定を依頼し、「1株当たり6万円から10万円までの範囲が甲社の株式の適正な評価額である。」との意見を得た。そこで、Aは、令和6年7月31日までに、甲社の取締役会の承認を受け、B、C及びDから、その保有する甲社の株式を1株当たり10万円で適法に取得し、当該株式について、株主名簿の名義書換が行われた。他方、Aは、同年8月以降、Eに対し、特別支配株主の株式等売渡請求（以下「本件売渡請求」という。）をすることとし、甲社に対し、その旨及び株式売渡対価を1株当たり6万円、取得日を同年9月20日とすることなどの会社法所定の事項を通知し、同年8月20日開催の甲社の取締役会において、その承認を受けた。甲社は、同月27日に、会社法所定の事項をEに通知し、また、本件売渡請求に関する事項を記載した会社法所定の書面を甲社本店に備え置いた。その通知を受けたEは、Aの都合で一方的に甲社から排除されることに不満を強く抱き、さらに、B、C及びDからの株式の取得の事実を知り、その取得価格が本件売渡請求における株式売渡対価の額と異なることに対して不満を一層強めた。

〔設問2〕

令和6年9月2日時点において、Eの立場において会社法上どのような手段を探ることが考えられるかについて、論じなさい。

採点基準

50点（設問1（1）5点、設問1（2）：23点、設問2：12点、裁量点：10点）

設問	項目	配点	点数
設問1（1）	財源分配規制に反していることの指摘	1	
	財源規制に反した株式の取得の有効性	3	
	結論	1	
設問1（2）	Aの462条1項責任の指摘	8	
	Aの423条1項責任の指摘	3	
	Dの462条1項責任の指摘	4	
	Fの423条1項責任の指摘	8	
設問2	売買価格決定の申立て	8	
	価格決定の申立て	4	
	裁量点	10	
	合計		

【コメント】

参考答案

[令和 6 年会社法]

第1 設問1（1）

本件株式の買取り（以下「本件取得」という）は、分配可能額規制に反する自己株式の取得に当たる（法461条1項・3項）。本件取得は有効か。

「効力を生ずる」（法461条1項柱書）と定められていることから、法は自己株式の取得の有効性を前提としている。

したがって本件取得は有効である。

第2 設問1（2）

1 Aの責任（462条）

Aは剩余金の配当に関する責任（法462条2項）を負うか。

(1) Aは、代表取締役であるから「職務を行った業務執行者」に当たる。

(2) 「その職務を行うについて注意を怠らなかった」（同2項）について、取締役は、善管注意義務・忠実義務の一内容として、業務執行の監視義務を負う。もっとも業務の全てを監視することは現実的ではないから、使用人が担当する業務については、その内容につき疑念を差し挟むべき特段の事情がない限り、適正に行われていると信頼することが許される。

計算書類の基礎となる会計帳簿の作成を従業員Gに任せることは、通常の職務分担といえる。会計監査を担っていたFも特段の疑義を述べなかった以上、Gの作成した会計帳簿の内容について、疑念を差し挟むべき特段の事情はなかった。

したがって監視義務は認められない。

(3) よって「その職務を行うについて注意を怠らなかった」とはいえず、Aは剩余金の配当に関する責任を負わない。

2 Aの責任（423条）

Aの任務懈怠責任（法423条1項）について、前述と同様に、Aは疑念を差し挟むべき特段の事情がない限り、使用人の業務を信頼することが許されるから、任務を懈怠したとは言えない。

よってAは任務懈怠責任（423条1項）も負わない。

3 Dの責任

Dは「金銭などの交付を受けた者」として、交付を受けた金銭等の帳簿価額に相当する金銭である1000万円の支払い義務を負う（法462条1項）。右義務は無過失責任となる（同2項）。

4 Fの責任

Fは任務懈怠責任（法423条1項）に基づく損害賠償責任を負うか。

(1) Fは監査役として「役員等」にあたる。
(2) 「任務を怠った」とは、具体的な法令・定款の規定だけでなく、取締役の一般的な善管注意義務（会社法330条・民法644条）・忠実義務（会社法355条）に違反する場合を含む。

Fによる会計監査は、例年、会計帳簿が適正に作成されたことを前提として計算書類と会計帳簿の内容の照合を行うのみであったとしても、甲社は、会計監査人を設置しておらず、その

適正性を独立した立場から確認するのはFのみであるから、Fの会計監査の内容として、会計帳簿の正確性まで検証する義務がある。それにもかかわらずFは漫然とGの作成した会計帳簿が適正であることを信頼したのであるから、「任務を怠った」といえる。

- (3) Fが「任務を怠った」ことによって、分配可能額の規制違反が生じているから「損害」との間の因果関係がある。
- (4) 適正な分配可能額は800万円であるから、1000万円との差額である200万円が、Fの任務懈怠によって生じた「損害」である。
- (5) Fは任務懈怠責任を負う。

第3 設問2

1 本件売渡請求の差止め

Eは、本件売渡請求の差止め請求（法179条の7第1項3号）を行うことが考えられる。株式譲渡対価の額が6万円と、他の株主よりも低額であることが「著しく不当」といえるか。「公正な売買価格」（法179条の8第3項）との関係で問題となる。

- (1) 特別支配株主の株式等売渡請求は、対価の著しい不当性も差止めとされているところ、売渡価額が「公正な売買価格」と著しく乖離する場合は、「著しく不当」といえる。
- (2) 確かに、E以外の株主は株式譲渡対価が10万円とされて

おり、形式的には株主平等原則（法109条）に反するとも思える。

しかしながら株式譲渡対価6万円は、税理士Hの評価額の査定のレンジ内にある。適正な評価額の枠内で、事前合意に基づく取得に応じたBらと、これに応じなかったEとの間で、取得対価に一定の差を設けることは、合理的な理由に基づく一定の区別といえる。非公開会社の株式は市場価額がないことから、評価に一定の差が生じるのもやむを得ないことを併せ考慮すると、株式譲渡対価が著しく不当とはいえない。

- (3) よって本件売渡請求の差止めは認められない。

2 売買価格決定の申立て

Eは、上記差止め請求が認められない場合でも、令和6年9月2日は取得日である同月20日の「20日前の日から取得日の前日までの間」だから、Eは売買価格決定の申立て（法179条の8第1項）を行い、「公正な売買価格」の審理を裁判所に求めることができる。

以上

プレゼミ解説（令和6年度会社法予備試験を題材に）

2025/12/21

新銀座法律事務所
弁護士 門馬憲吾

第1 会社法の検討の支点

会社法の検討の視点は以下のとおり。

1 会社内部の紛争か（会社と株主間など）

会社の実質的所有者は株主であり、会社法上、株主の利益保護が最大限尊重される。会社の経営上の必要性との利害調整が必要となる。

2 会社と第三者間の取引行為についての紛争

株主の利益と同時に取引安全が重視される。会社財産が流出するのであれば、債権者の利益も考慮する必要がある。

3 答案の書き方

- 細かい点は気にせずに満遍なく触れる意識を持つ。
- 条文があるなら条文を必ず引用する。
- 判例があれば、判例に同旨と必ず書く。

第2 問題の具体的な検討

1 設問1 小問（1）

- 分配規制額に反した自己株式の取得は、有効説と無効説がある。
- 有効説の方が論証は容易。
- 立法担当の説明としては、会社法の条文は、行為自体は有効であるという解釈を前提に立法されている。
- 実質的な意味合いとして、有効説に立つとしても、財源規制違反の分配を受けた者は、462条1項による厳格な金銭支払義務を負うこと

[ここに入力]

には変わりがなく、財源規制の違反に対して法が許容的な態度をとっているわけではない。

2 設問1 小問（2）

- ・任務懈怠の論証としては、①法令や具体的な事実から義務の内容を特定、②当該義務に反したかどうか、という流れで書く。
- ・単純な法令違反（競業避止義務や利益相反）であれば、任務懈怠の論証は比較的容易。
- ・義務内容を検討する視点として、以下が挙げられる。
 - ①株主利益最大化の原則：取締役の義務は、基本的には、株主の利益をなるべく大きくするように、善良な管理者の注意をもってその職務を行うことにある。
 - ②経営判断の原則：経営判断については、取締役に広い裁量が認められるべきであり、その判断の過程・内容に著しく不合理な点がない限り、善管注意義務に違反するものではない。
 - ③信頼の原則：取締役は、他の取締役又は使用人が担当する業務については、その内容につき疑念を差し挟むべき特段の事情がない限り、適正に行われていると信頼することが許される（通常、監視義務の中で論証）。
- ・最判令和3年7月19日判時2514号13頁
監査の範囲が会計に関するものに限定されている監査役は、計算書類及びその附属明細書の監査を行うに当たり、当該計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを確認しきえすれば、その任務を尽くしたといえるか。

○裁判要旨

監査の範囲が会計に関するものに限定されている監査役は、計算書類及

びその附属明細書の監査を行うに当たり、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかでない場合であっても、当該計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを確認しさえすれば、常にその任務を尽くしたといえるものではない。

被上告人は、平成19年5月期から平成24年5月期までの各期において、上告人の計算書類及びその附属明細書（以下「計算書類等」という。）の監査を実施した。被上告人は、上記各期の監査において、本件従業員から提出された残高証明書が偽造されたものであることに気付かないまま、これと会計帳簿とを照合し、上記計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを確認するなどした。その上で、被上告人は、上記各期の監査報告において、上記計算書類等が上告人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示している旨の意見を表明した。

平成28年7月、取引銀行からの指摘を契機に上記(2)の横領が発覚した。

原審は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断した上で、被上告人はその任務を怠ってはいないとして、上告人の請求を棄却した。

監査の範囲が会計に関するものに限定されている監査役（以下「会計限定監査役」という。）は、会計帳簿の内容が計算書類等に正しく反映されているかどうかを確認することを主たる任務とするものであり、計算書類等の監査において、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかであるなど特段の事情のない限り、計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを確認していれば、任務を怠ったとはいえない。しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

監査役設置会社（会計限定監査役を置く株式会社を含む。）において、

監査役は、計算書類等につき、これに表示された情報と表示すべき情報との合致の程度を確かめるなどして監査を行い、会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見等を内容とする監査報告を作成しなければならないとされている（会社法436条1項、会社計算規則121条2項（平成21年法務省令第7号による改正前は149条2項）、122条1項2号（同改正前は150条1項2号））。この監査は、取締役等から独立した地位にある監査役に担わせることによって、会社の財産及び損益の状況に関する情報を提供する役割を果たす計算書類等につき（会社法437条、440条、442条参照），上記情報が適正に表示されていることを一定の範囲で担保し、その信頼性を高めるために実施されるものと解される。

そうすると、計算書類等が各事業年度に係る会計帳簿に基づき作成されるものであり（会社計算規則59条3項（上記改正前は91条3項）），会計帳簿は取締役等の責任の下で正確に作成されるべきものであるとはいえる（会社法432条1項参照），監査役は、会計帳簿の内容が正確であることを当然の前提として計算書類等の監査を行ってよいものではない。監査役は、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかでなくとも、計算書類等が会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかを確認するため、会計帳簿の作成状況等につき取締役等に報告を求め、又はその基礎資料を確かめるなどすべき場合があるというべきである。そして、会計限定監査役にも、取締役等に対して会計に関する報告を求め、会社の財産の状況等を調査する権限が与えられていること（会社法389条4項、5項）などに照らせば、以上のことは会計限定監査役についても異なるものではない。

そうすると、会計限定監査役は、計算書類等の監査を行うに当たり、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかでない場合であっても、計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを確認しさえすれば、常にその任務を尽くしたといえるものではない。

3 設問2

- ・特別支配株主からの売渡請求は、対価の著しい不当性も差止事由とされること。
- ・全部取得条項付種類株式の全部取得（171条の3）や株式併合の差止（182条の3）は、対価の不当性は差止事由とされない。これは対価については株主総会の承認を得ていることから、その不当性の問題は、原則として、反対株主の株式買い取り請求手続の中で争わせることとしたもの。
- ・特別支配株主による売渡請求の場合、株主総会の決議が不要であるから、対価の不当性も差止事由とした。
- ・Eの不満が他の株主との売渡価格に差があること、株主平等原則にまで言及できるか。
- ・条文の文言に立ち返って「著しく不当」か否か。株主の投下資本の回収は、売買価格決定の申立てでも担保はできる。

第3 A答案とC答案の差について

- ・当てはめのポイントが下記3つのポイントについて、最低限、事実を拾って評価を加えられるか。
①Aの「その職務を行うについて注意を怠らなかった」（462条2

[ここに入力]

項)

②Fの「任務を怠った」（423条1項）

③Eによる売渡請求の差止請求における「著しく不当」（（法179条の7第1項）

- ・網羅的に論点を捨てるか（Aの423条1項責任、Eの売買価格決定の申立てまでは検討できなくとも、他の論点を平均程度記述できればA評価は可能。）
- ・結論の現実的妥当性（設問2で売渡請求の差止め認められないとしても、売買価格決定の申立てにより株式の投下資本の回収は図られる等）

以上

2025 年 12 月 21 日 プレゼミ

商法

最優秀答案

回答者：T・E さん

〔設問 1〕

小問 1

1 甲社による本件株式の買取りは有効か。

2(1) 本問の株式は、買取時における分配可能額（461 条 1 項）800 万円を超えて、1000 万円で買い取られている。そこで、財源規制違反の自己株式取得の効力が問題となる。

(2) 463 条 1 項は、461 条 1 項に違反した場合について、「『効力を生じた日』における分配可能額を超えることにつき…」という表現を用いている。これは、財源規制違反の自己株式取得が最初から無効だとすると、「効力を生じた日」という言葉自体が意味を失うことになる。つまり 財源規制違反の行為が有効であることを前提とするものである。

また、財源規制違反の自己株式取得を無効であると解すると、当該株式の株主は、株主のままであり、462 条 1 項の返還義務を負わなくともよい。その一方で、会社は「株を取得したつもり」で、その株主を株主として扱わずに株主総会を開いて決議したことになり、法令違反（831 条 1 項 1 号）となり得るなど、当該株式に関する法的安全が害される。

したがって、財源規制違反の自己株式取得は有効であると解する。

3 よって、甲社による本件株式の買取りは有効である。

〔設問 1〕

小問 2

1 D の責任

(1) 本件株式を甲社に売却したDは、「当該行為により金銭等の交付を受けた者」（462 条 1 項）として、甲社に対し、同条項に基づき、1000 万円の支払責任を負う。

(2)ア 本件株式の買取りは、「第 157 条第 1 項の規定による決定に基づく当該株式会社の株式の取得」(461 条 1 項 3 号)であるところ、甲社が財源規制に違反して行ったものであるから、「当該行為」に当たる。

イ また、D は、「当該行為により」甲社から 1000 万円の交付を受けているから、その価額に相当する金銭は 1000 万円となる。

2 A の責任 (462 条 1 項) 分配可能な額を超える金を交付した立場としての責任

(1) 代表取締役 A は、甲社に対し、462 条 1 項に基づき、1000 万円の支払責任を負う。

(2)ア 「代表取締役」(363 条 1 項 1 号)である A は、「業務執行取締役」であり、「業務執行者」(462 条 1 項)に含まれる。そして、A は、甲社の定時株主総会において、本件株式の買取りに関する情報等について説明をしているから、「当該行為に関する職務を行った業務執行者」(462 条 1 項)に当たる。

また、本件株式の買取りは、D という特定の株主からの取得(160 条)であり、取締役会設置会社である甲社において会社法上必要な手続を経ているから、株主総会で特別決議(156 条 1 項、160 条 1 項、309 条 2 項 2 号)がされている。

イ しかし、A は、「その職務を行うについて注意を怠らなかった」場合、462 条 1 項の責任を負わない(同条 2 項)。この点について、会計帳簿は、取締役等の責任の下で正確に作成されるべきものである(432 条 1 項)ところ、A は、代表取締役であり、甲社の経理及び財務を担当していたのであるから、善管注意義務(330 条・民法 644 条)の内容として、会計帳簿が正確に作成されているかどうかを確認する義務を負う。

しかし、A は、計算書類の作成と分配可能額の計算を自ら行っていたが、その基礎となる会計帳簿の作成については経理担当従業員 G に任せきりにして関与していなかっただ。そのため、会計帳簿の過誤に気付かず、分配可能額の計算も誤った。

こうしたことから考えると、A は、会計帳簿の作成状況等につき G に報告を求め、また、その基礎資料を確かめるなどすべきだったのに、これをしなかったのであるから、当該義務違反がある。したがって、A は、「その職務を行うについて注意を怠らなかった」とはいえない。

3 A の責任 (423 条 1 項) 会社に損害を与えた役員としての責任

(1) 代表取締役Aは、甲社に対し、423条1項に基づき、200万円の損害賠償責任を負う。

(2)ア その要件は、①任務懈怠、②損害、③因果関係及び④帰責事由（428条1項）である。

イ まず、①任務懈怠については、前述のとおりAに善管注意義務違反があるから、認められる。次に、①によって、本件株式の買取りがなされているが、①と③因果関係のある②損害は、分配可能額800万円を超えた200万円である。そして、本件では、善管注意義務違反としての任務懈怠と④帰責事由が重なり Aは、帰責事由がないことを主張立証し得ない。

4 Fの責任 会社に損害を与えた役員としての責任

(1) 監査役Fは、甲社に対し、423条1項に基づき、200万円の損害賠償責任を負う。

(2)ア その要件は、上記①から④である。

イ ①について、監査役は、取締役等に対して会計を含む事業に関する報告を求め、また、会社の財産の状況等を調査する権限を有する（381条2項）から、Fは、善管注意義務の一つとして、会計帳簿が正確に作成されているかどうかを確認する義務を負う。しかし、Fは、会計監査において、会計帳簿が適正に作成されたことを前提として計算書類と会計帳簿の内容の照合を行うのみだった。

Fは、計算書類が甲社の財産及び損益の状況を全ての重要な点について適正に表示しているかどうかを確認するため、会計帳簿の作成状況等についてA及びGに報告を求め、また、その基礎資料を確かめるなどすべきだったのにこれをしなかったのだから、当該義務違反がある。

したがって、Fには①がある。また②から④については、Aの責任（423条1項）と同様である。

5 連帯関係

「Dの責任」と「Aの責任（462条1項）」は連帯債務となり（462条1項）、また、「Aの責任（423条1項）」と「Fの責任」も連帯債務となる（430条）。

〔設問2〕

1 Eは、「売渡株主」（179条の4第1項1号）に当たる。Eは、本件売渡請求（179条）における株式売渡対価の額が1株当たり6万円とされていることについて、裁判所に

対し、公正な「売買価格」の決定の申立て（179条の8）をすることが考えられる。また、令和6年9月2日は、取得日である同年9月20日の「20日前の日から取得日の前日までの間」（179条の8第1項）であるから、当該申立ては適法である。

とはいっても、裁判所が、「1株当たり6万円から10万円までの範囲が甲社の株式の適正な評価額である」として、6万円について、公正な「売買価格」であると決定する可能性がある。

2 (1) Eは、Aに対し、以下の差止事由があり、Eが不利益を被るおそれがあるとして、本件売渡請求に係る売渡株式の取得の差止請求（179条の7第1項）をし、その訴えを本訴訟とする仮の地位を定める仮処分（民保法23条2項）の申立てをすることが考えられる。

(2) Eは、差止事由として、本件売渡請求における株式売渡対価の額（179条の2第1項2号）が「著しく不当である」（179条の7第1項2号）と主張できる。実際、AがB、C及びD（以下「Bら」）から甲社の株式を取得した際の取得価格が1株当たり10万円であったのに、Eが所有する株式の売渡額が1株当たり、6万円にすぎない。株主同士の間で、不平等が生じているともいえる。一方で、1株当たり6万円から10万円までの範囲が甲社の株式の適正な評価額であるとすると、当該株式売渡対価の額自体は適正である。したがって、当該株式売渡対価の額は「著しく不当」には、当たらない。

(3) Eは、差止事由として、本件売渡請求の目的は濫用的であるから、本件売渡請求に関する甲社の取締役会の承認決議（179条の3第3項）は無効であり、取締役会の承認決議を欠く本件売渡請求は「法令に違反する」（179条の7第1項1号）と主張することが考えられる。

Aは、将来の甲社の管理が厄介になる恐れがあることを理由に本件売渡請求をしており、本件売渡請求は、Aの独りよがりで行われているようにも見える。しかし、株主の分散を防ぎ甲社の管理をしやすくするという事業目的としては正当ともいえる。また、Aは、B、C、Dと同様、Eにも、事前に相談していて、Eだけを不当に締出そうとしているのではなく、本件売渡請求に関する甲社の取締役会の承認決議は有効である。したがって、本件売渡請求は「法令に違反する」場合に当たらない。

以上